

○弥富市都市計画審議会条例

昭和44年 8 月 30 日

条例第16号

(設置)

第 1 条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の 2 第 1 項の規定に基づき、同法によりその権限に属させられた事項を調査審議させ、及び市長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議させるため、弥富市都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令（昭和44年政令第11号）第 3 条第 1 項及び第 2 項に規定する者のうちから、市長が任命する。

3 委員の任期は、1 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(臨時委員及び専門委員)

第 3 条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、市長が任命する。

4 臨時委員は当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第 4 条 審議会に会長を置き、学識経験のある者につき任命された委員のうちから、委員の選挙により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委

員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会においては、会長が議長となる。

3 審議会は、会長（会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する者）並びに委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

4 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、建設部都市整備課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年条例第18号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成18年条例第48号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（令和2年条例第3号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。